

第61回鳥羽みなとまつり 花火打ち上げ業者選定企画競争に関する仕様書

鳥羽みなとまつり実行委員会

1. 目的及び概要

「鳥羽みなとまつり」は、昭和30年8月6日に「鳥羽湾納涼花火大会」と称して第1回を開催以後、昭和31年に完成した金刀比羅宮鳥羽分社の海上安全・大漁祈願も盛り込んで毎年開催しております。

今年で61周年を迎えるこの事業は、市と商工会議所を中心に観光協会など市内の主な諸団体が関わる市民、近隣市町でも大変人気のあるまつりです。安全に祭りがおこなわれることを最重要項目として企画提案をお願いします。

2. 鳥羽みなとまつり実施日時

平成28年7月22日（金）※雨天時は翌日に順延。

20:00～21:00 翌日も雨天の場合は正副実行委員会を開催し日程を決定します。

3. 業務請負者の選定について

企画競争（プレゼンテーション）により請負業者を選定します。ただし、参加業者の辞退等により企画書の提出が1者となった場合において、仕様を満たしている場合は、その業者を選定します。

4. 花火打ち上げ企画の仕様について

- (1) 発 数 打上総数は3000発以上（2.5号以上）で、水中10号玉は1ヶ所でしか打ち上げられないことを考慮し、8発程度までとすること。
- (2) ボリューム 打上げ花火などで、大きい花火（10号）の発数を増やし迫力ある花火の企画を提案すること。
- (3) スケジュール 緩急メリハリのある、観客を飽きさせない打上げスケジュールを組むこと。
- (4) 技 術 性 事業者独自の技術や製品があれば取り入れること。
- (5) 地域性・独創性 創意工夫し、「海が燃える夜」のキャッチフレーズに合った、鳥羽らしい特色のある企画にすること。
- (6) 芸 術 性 芸術性を高めて感動を呼ぶ花火にすること。
- (7) 安 全 性 花火による火災を防止するための対策をとり、坂手島への火花の落下を避けるための提案を盛り込むこと。
水中10号玉については、先割れ花火を使用しないこと。
投げ込み船上ではGPSでコースを外れないよう対策をとり、船の操縦者と連携を密に取ること。不発花火が出ないよう工夫すること。万が一不発花火が出た場合の回収方法を明記すること。

※3年前、花火の火花が坂手島に落下し、火災が起きたため、今後火災を起こさないよう水中10号玉の打上げ場所を別紙のとおり1ヶ所とする。

※音楽花火の打ち上げは必須ではない。

5. 企画提案書の作成について

- (1) 提出期限：平成28年3月31日（木）必着
- (2) 提案書は、紙媒体で15部提出すること。
- (3) 提出先：鳥羽商工会議所 担当：岩崎織江 〒517-0022 三重県鳥羽市大明東町1-7

6. 提案書記載要領

- (1) 花火に関すること
 - ① 発数、スケジュールは別紙の形式を用いること。
 - ② 打上げ花火、水中花火の別、号数別で記載すること。
 - ③ スターメインも号数および発数の内訳を明記すること。
 - ④ 各花火の号数ごとの内訳として外国製品の数を明記すること。
- (2) 提案会社の概要に関すること
 - ① 組織体制 組織内容、取扱業務内容を記載すること。
 - ② 褒章 最近5年間の大会・コンテスト等での成績を記載すること。
 - ③ 実績 最近5年間の主な花火大会での実績を記載すること。
(イベント名、来場者数、打上数を明記)
 - ④ 安全管理 安全管理体制を記載し、事故歴があれば、必ず明記すること。
- (3) 見積書
仕様にかかるすべての経費を含んだ全体見積金額とその内訳
 - ① 全体の見積額は、上限を概算予算額（900万円税込み）とすること。
 - ② 見積金額には申請書作成、打上げ費、賠償保険、消費税を含む
 - ③ 花火台船（20m×25.4m）、投げ込み船(1隻)の費用は含まない。

7. プレゼンテーションの実施について

- (1) プレゼンテーション実施日：平成28年4月4日（月）13時30分～
※プレゼンテーションの順番は企画提案書の到着順とし、持ち時間は15分（時間厳守）とします。
※プロジェクター等を使用する場合は事前に事務局までご連絡下さい。

問い合わせ先
鳥羽みなとまつり実行委員会
事務局：鳥羽商工会議所
担当：小崎、岩崎
TEL 0599-25-2751
FAX 0599-26-4988
Email iwasaki@toba.or.jp